

毒物劇物取扱責任者設置・変更届出に必要な書類等

・ 下記の項目を確認し、チェック欄 にチェック をお願いします。

- ① 毒物劇物取扱責任者設置届〔別記第8号様式〕
又は毒物劇物取扱責任者変更届〔別記第9号様式〕
- ② 毒物劇物取扱責任者の資格を有する証する書類（原本を持参してください。）
 - 1) 薬剤師であるときは、薬剤師免許証の写し
 - 2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第50条に規定する高等学校又はこれと同等以上の学校で応用化学に関する学科を終了した者であるときは、卒業証明書の写し又は成績証明書（修得単位が確認できるもの）の写し
→下記「毒物劇物取扱責任者における応用化学に関する学課を修了した者の要件」参照
 - 3) 都道府県知事の行う毒物劇物取扱者試験合格者であるときは合格証の写し
（旧性の場合は、戸籍抄本も同時に添付）
- ③ 診断書〔様式3〕（1か月以内のもの）
- ④ 宣誓書及び使用関係を証する書類〔様式4〕
- ⑤ 毒物劇物取扱責任者が、視覚、聴覚又は音声機能若しくは言語機能の障害により、業務を行うに当たって障害を補う措置を講じることが必要な者である場合、令第36条の5第1項の規定により講じる措置の内容を記載した書面

〈毒物劇物取扱責任者における応用化学に関する学課を修了した者の要件〉

応用化学に関する学課を修了した者とは次の①～④のいずれかに該当する者をいい、

①ア～エ又は②に該当する者にあつては卒業証明書の写し、

①オ、③又は④に該当する者にあつては卒業証明書の写し及び成績証明書（修得単位が確認できるもの）の写しを提出すること。

単位の計算は、1 単位時間を 50 分として、1 箇学年 35 単位時間の授業を 1 単位とする。

① 大学等

学校教育法第 5 2 条に規定する大学（同法第 6 9 条の 2 に規定する短期大学を含む。）又は旧大学令（大正 7 年勅令第 3 8 8 号）に基づく大学又は旧専門学校令（明治 3 6 年勅令第 6 1 号）に基づく専門学校で応用化学に関する学課を修了した者。

応用化学に関する学課とは次の学部、学科とする。

ア 薬学部

イ 理学部、理工学部又は教育学部の化学科、理学科、生物化学科等

ウ 農学部、水産学部又は畜産学部の農業化学科、農芸化学科、農産化学科、園芸化学科、水産化学科、生物化学工学科、畜産化学科、食品化学科等

エ 工学部の応用化学科、工業化学科、化学工学科、合成化学科、合成化学工学科、応用電気化学科、化学有機工学科、燃料化学科、高分子化学科、染色化学工学科等

オ 化学に関する授業科目の単位数が必須科目の単位中 28 単位以上又は 50% 以上である学科

化学に関する科目とは、次の分野に関する講義、実験及び演習とする。

工業化学、無機化学、有機化学、化学工学、化学装置、化学工場、化学工業、化学反応、分析化学、物理化学、電気化学、色染化学、放射化学、医化学、生化学、バイオ化学、微生物化学、農業化学、食品化学、食品応用化学、水産化学、化学工業安全、化学システム技術、環境化学、生活環境化学、生活化学、生物化学基礎、素材化学、材料化学、高分子化学、地球環境化学、工業技術基礎（化学）、課題研究（化学）等

工業技術基礎及び課題研究については、応用化学に関する学課を修了したことを証する書類において、科目名に「(化学)」等の字句が明示してあるものに限り、化学に関する科目として該当するものとする。（例：工業技術基礎（化学）、課題研究（化学））

② 高等専門学校

学校教育法第 7 0 条の 2 に規定する高等専門学校工業化学科又はこれに代わる応用化学に関する学課を修了した者。

③ 専門課程を置く専修学校（専門学校）

学校教育法第 8 2 条の 2 に規定する専修学校のうち同法第 8 2 条の 4 第 2 項に規定する専門学校において応用化学に関する学課を修了した者で、30 単位以上の化学に関する科目を修得している者。

化学に関する科目については、①のオを準用する。

④ 高等学校

学校教育法第 4 1 条に規定する高等学校（旧中等学校令（昭和 1 8 年勅令第 3 6 号）第 2 条第 3 項に規定する実業学校を含む）において応用化学に関する学課を修了した者で、30 単位以上の化学に関する科目を修得している者。

化学に関する科目については、①のオを準用する。